

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県下水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道局公印規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局公印規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県下水道局下水道管理課長印の項の次に次のように加える。

埼玉県下水道局下 水道事業課長印	回	埼玉県下水道局下 水道事業課長印	回	回
---------------------	---	---------------------	---	---

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。